

(注)届出に必要な部数は、収集運搬業は2部、処分業は3部です。

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業変更届提出書類一覧表

No	提 出 書 類	
1	変更届出書 (様式第十一号)	
	変 更 の 内 容	変 更 に 係 る 以 下 の 書 類
2	氏名又は名称	法人にあつては定款 (又は寄附行為) 及び法人の登記事項証明書(※1)、個人にあつては住民票の写し(※2) (注) 定款、寄附行為は原本証明をしてください。
3	住所	個人にあつては住民票の写し、法人にあつては登記事項証明書(※1)
4	<ul style="list-style-type: none"> ・法第14条第5項第2号ハに規定する法定代理人 ・法第14条第5項第2号ニに規定する役員 ・発行済み株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者 ・令第6条の10に規定する使用人 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該変更に係る者の、住民票の写し(※2) (法人の代表者、役員の変更にあつては、当該法人の登記事項証明書(※1)を添付のこと。使用人の変更にあつては、政令使用人に該当する旨の証明書を添付のこと。法定代理人の変更にあつては、法定代理人の資格を証明する書類を添付のこと。) ・当該変更に係る者が、法人の場合には、登記事項証明書(※1) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> <small>※1…履歴事項全部証明書 <small>※2…本籍 (外国人にあつては国籍) の記載のあるもの。ただし、マイナンバーの記載のないもの。</small> </small> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者、法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者の法定代理人、同号ニに規定する役員、発行済み株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者及び政令使用人に係る申立書(※3) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> <small>※3…欠格条項に該当するおそれがあるとして、審査に必要な書類の提出を求められた場合、精神の機能の障害に関する医師の診断書を提出してください。</small> </div>
5	事務所及び事業場の所在地	変更後の事務所及び事業場の付近の見取図
6	事業の用に供する施設 (運搬容器その他これに類するものを除く。) 並びにその設置場所及び構造又は規模 【積替え保管に関する (処分業の場合は保管に関する) 次に掲げる事項を含む】 <ul style="list-style-type: none"> ・所在地 ・面積 ・積替え保管を行う (処分業の場合は保管する) 産業廃棄物の種類 ・積替えのための (処分のための) 保管上限及び積み上げることができる高さ 	収 集 運 搬 業
		業
		処 分 業
	収集運搬業 (積替え保管) ・処分業の事業場を追加・拡張した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・当該土地及び建物の登記事項証明書 (届出者が所有権を有しない場合には、賃貸借契約書等の写しを添付)、公図 ・隣接する土地の登記事項要約書及び所有者の承諾書の写し
7	感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物の処分を行う特別管理産業廃棄物処分業者の使用人のうち、処分する特別管理産業廃棄物の性状の分析を行うもの	当該変更に係る者が、処分する特別管理産業廃棄物の性状の分析について十分な知識及び技能を有する者であることを証する書類
8	県内政令市における収集運搬業 (積替え保管を含む。) 許可の有無	政令市の収集運搬業の許可証 (積替え保管を含む。) の写し (新たに許可を受けた場合に限り。)